

令和7年11月14日

馬淵建設株式会社

代表取締役社長 馬淵 圭雄 殿

**(仮称) ガーラ・レジデンス洋光台新築工事の
ゼネコン決定に伴う公開質問状 (その2)**

(仮称) ガーラ・レジデンス洋光台計画
近隣住民



周辺住民 (28家族 氏名省略)

洋光台三丁目町内会長



(今回は印鑑省略)

前略 貴社、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

追加の公開質問状を送付しますので、11月12日付け公開質問状と併せて回答下さい。

昨日(11/13)に、計画敷地外壁の標識看板が追加になりました。それは、①「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可済標識」②「都市計画法による開発行為許可済」の2枚の看板です。また、それぞれの標識看板に、工事着手予定年月日として令和7年11月18日、工事完了予定年月日として令和10年9月30日と記載され、かつ、現場管理者として面談に帯同された建築工事部の課長(1級建築施工管理技士)の氏名が掲示されています。その事実に基づき下記の質問をします。

質問 1

上記、標識看板が、昨日(11/13)に追加掲示されることを、一昨日(11/12)の挨拶等の

際に、貴社の誰一人も近隣住民対し話しませんでした。貴社の担当者らは、一昨日の挨拶時に、上記標識看板が追加で掲示されることを知っていましたか？

知っていたとしたら、誰が知っていましたか？知っているとしたら、近隣住民への挨拶時に情報開示を積極的に行いうべきことだったと思料しますが、貴社の見解を求めます。

知っていなかったとしたら、それは何処に情報伝達の日詰まりがあったのか回答下さい。

質問 2

上記、標識看板に従えば、令和7年11月18日の仮囲いの設置は、既に、開発行為許可に伴う工事の位置付けになります。近隣住民への挨拶時には、仮囲いを設置するだけですから、現状では、貴社は開発工事に関与しないとの説明に終始しましたが、看板の記載の内容と貴社の説明内容に齟齬があります。その点につき、貴社の見解を求めます。

質問 3

一昨日(11/12)に、近隣住民は「開発工事を行う前に、開発工事の説明会を開催して、近隣住民の理解を得てください。」と強く要請しました。

その際に、近隣住民は、挨拶に同席した貴社の土木本部の本部長に、近隣住民が開示請求し手元にあった「本件工事に係る開発行為許可申請書一式」を示しながら、「同じ図面は、土木部にありますね。」と確認したところ、「あります。」との回答でした。近隣住民が「図面があるのなら土木工事の説明会を開催して下さい。」と要請していたところ、間髪を入れずに、建築営業部の課長が「建築確認が下りていませので、現状では準備が整っていません。」との辻褄の合わぬ回答を繰り返し、近隣住民と土木本部長との間に割って入り、会話を遮りました。

標識看板が、開発行為の工事着手予定年月日が令和7年11月18日であることから、工事着手前に、開発行為の説明会を開催することを、再度、要請しますので、至急、開催日時を明らかにして下さい。

質問 4

標識看板に、現場管理者として、建築工事部の課長(1級建築施工管理技士)の氏名が掲示されていますが、本件工事は都市計画法による開発行為の許可に係る土木工事であるため、貴社の土木部に在籍する1級土木施工管理技士が管理者になるべき(開発行為許可申請にも管理者として1級土木施工管理技士の氏名が記載)と思料します。

貴社の見解を求めます。

以上

注)本書簡は、個人情報保護したうえで、「青空を渡さない会」のホームページに掲載します。なお、貴社からの回答書は、同様に個人情報保護したうえで、ホームページに掲載することを申し添えます。